

# 建設関連・石油高関連 緊急の融資制度！

昨年6月からの改正建築基準法の実施により建設現場にブレーキがかかり、資金繰りや経営が厳しい状況に追い込まれる中小業者が増えています。さらに、石油価格の高騰で製品等価格に転嫁できないなど深刻な影響も広がっています。国はようやく昨年末に、緊急対策として融資制度による救済に踏み出しました。積極的に活用し、商売を守りましょう。民商は中小業者の経営とくらし、要求実現のために全力で取り組んでいます。申込み手数料や成功報酬などは一切受け取っていません。実績ある民商に安心してご相談下さい。

## 建設・石油高関連 融資制度 (経営安定資金) の概要

現在、公的融資（保証協会の保証付）を利用しているかたでも「別枠」なので申し込めます

融資限度額	無担保・無保証人	8000万円
金利	年	1.8%
保証料	年	0.9%
申込窓口	信用保証協会	府、市、または金融機関
期間		7年以内
据置期間	運転6ヶ月	設備12ヶ月

申込には、**市町村長の認定書が必要**です。

事業所・本店の所在地の市町村

**認定要件** いずれかを満たす必要があります

国が指定する業種で、最近3ヶ月の平均売上が前年同期の月平均売上高に比べて5%以上減少している  
 国が指定する業種で製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁できない

**認定に必要なもの**

共通	許認可業種の場合は許可証のコピー	実印
	最近3ヶ月と前年同期の売上が分かる資料	
のみ	最近3ヶ月の原油等の仕入価格(単価)、売上原価および製品等の価格(売上)を確認できるもの	

## 主な指定業種 ( )

(指定期間 08年3月31日)

建築工事業 木造建築工事業 測量業  
 とび工事業 一般土木工事業  
 大工工事業 単板(ベニヤ板)合板製造業  
 ガラス工事業 鉄骨工事業  
 建築設計業 塗装工事業 鉄筋工事業  
 内装工事業 屋根工事業 電気工事業  
 管工事業 防水工事業 板金工事業  
 板ガラス加工業 生コンクリート製造業  
 砕石製造業 木材・竹材卸売業  
 石工・レンガ・タイル・ブロック工事業  
 建設用金属製品製造業(扉、シャッター、サッシ、エクステリア製造業) クリーニング業  
 靴・履物小売業 家具小売業  
 酒小売業 自動車分解整備業・・・など

国が指定する不況業種はまだあります。

改正建築基準法の4号(小規模木造建築物)への特例廃止を凍結するよう民商では国会請願と省庁交渉を行います。  
 署名にご協力をお願いします

## 民商にご相談ください

労働  
 保険

労災・雇用保険のご相談も・・・

民商の事務組合なら安心

労災保険 + 雇用保険  
 事業主・家族従業員も加入できます

加入された事業主のメリット

労働保険料を年3回に分割納付できます

事業主本人の事務負担が軽くなります



経営と税金、くらしのご相談はお近くの民商へ！

フリーダイヤル 0120-22-0000

**福島民主商工会**

大阪市福島区福島 4-2-45

TEL: 06-6448-1961